

釧路市軽自動車税課税免除の手引き

(令和 7 年度課税版)

釧路市財政部市民税課税務係

釧路市では、標識の交付を受けた商品であって使用していない軽自動車等について、申請により軽自動車税が免除されます。

1 課税免除対象者（以下の条件をすべて満たすもの）

- (1) 古物営業法に規定する古物商の許可を受けている販売業者
- (2) 申請時において市税の滞納がない者

2 対象車種

(1) 軽自動車

- 2 輪（125cc超～250cc）
- 3 輪
- 4 輪

(2) 2 輪の小型自動車（250cc超）

3 対象となる車両（以下の条件をすべて満たすもの）

- (1) 課税免除を受けようとする年度の4月1日において、商品として古物台帳に記載があり、市内に展示しているもの
- (2) 課税免除を受けようとする年度の4月1日において、所有者及び使用者の名義が、課税免除を受けようとする販売業者と同一であること

4 対象とならない車両（以下のいずれかに該当するもの）

- (1) 自動車検査証（車検証）に事業用と記載されているもの
- (2) リース車、レンタカー等貸付けを目的とするもの
- (3) 試乗又は回送のために使用するもの
- (4) 社用車又は代用車として使用するもの
- (5) 取得時の走行距離数と4月1日現在の走行距離数の差が100km以上であるもの

5 申請に必要なもの

- (1) 軽自動車税課税免除申請書
- (2) 古物商許可証（写）
- (3) 自動車検査証（写）又は軽自動車届出済証（写）
- (4) 古物台帳（写）（取得時の走行距離数、仕入れ日、標識番号、車名（メーカー名）、型式が記載されているもの）
- (5) 展示状態が分かる写真及び4月1日現在の走行距離数が分かる写真（走行メーター等）

6 申請期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月8日（火）まで

※申請期間を過ぎると申請できません。

7 決定（不認定）通知

課税免除の申請があり、審査の結果課税免除が決定した車両については、『釧路市課税免除決定通知書』にて通知いたします。また、不認定となった車両については、『釧路市課税免除不認定通知書』にて通知いたします。

8 取消し

課税免除となった車両について、次のいずれかに該当することが判明した場合は、決定を取消し、『釧路市軽自動車税更正通知書』にて通知いたします。また、令和7年度の軽自動車税が課税されます。

- (1) 虚偽又は不正な手段により課税免除を受けたことが判明した場合
- (2) 市長が課税免除の決定を取り消すことが適切であると認めた場合

9 調査

課税免除の申請内容の確認のため、現地調査や関係書類の閲覧等をする場合があります。

10 継続検査（車検）用納税証明書について

令和5年1月から、軽自動車（3輪・4輪のみ）車検時の納税証明書の提出が原則不要となりました。課税免除決定後に車検を受ける際には、納付済（課税免除済）であることを車検依頼先にお伝えください（なお、2輪の小型自動車（排気量250cc超の2輪車）につきましても、令和7年4月1日から車検時の納税証明書の提出が原則不要となります）。

なお、引き続き車検用納税証明書を希望する場合は、下記申請先にて無料で取得可能です。

【申請先】

釧路市役所 財政部 市民税課 税務係（本庁舎1階 1・2番窓口）

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4513（直通）